

雫石町農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数 18人

地区	担当区域	定数
雫石	林、上町一、上町二、中町一、雫石谷地、西山谷地	1
	中町二、下町一、下町二、長根	1
	黒沢川、元御所、東町、繫十文字	1
	七ツ森、陽和郷、中沼、晴山	1
御所	馬場、大村、男助	1
	鶯宿、赤滝、外榭沢、榭沢、矢用	1
	三笹、旭台、片子沢、清水沢、天戸	1
	籬野、安庭、町場、九十九沢、矢櫃	1
西山	極楽野、盆花、五区	1
	六区、七区、八区	1
	野中、小松、東林崎、西林崎	1
	篠崎、上西根、八丁野、上駒木野	1
	駒木野、葛根田、西根谷地	1
御明神	橋場、安栖、小赤沢、山津田	1
	滝沢、南、天瀬、中南	1
	天川、中島、黒沢、まがき	1
	下春木場、上春木場、和野、上和野、上野沢	1
	横欠、土橋、岩持、御明神谷地、下川原	1

※ 担当区域は農事実行組合設置規則別表の区分の区域です。

2 業務

担当する区域において、次の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。

- (1) 農地の集積・集約
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進

3 任期

任命された日から令和9年5月14日

4 身分

本町の特別職の非常勤職員

5 報酬

年額報酬279,000円のほか、農地等の利用の最適化の推進の活動に応じ、成果報酬が支払われる場合があります。

6 推薦及び応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※ 以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 町内に住所を有しない方

7 募集期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月30日（木）まで

8 推薦及び応募方法

「雫石町農地利用最適化推進委員候補者推薦書」又は「雫石町農地利用最適化推進委員候補者応募書」を提出してください。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

○推薦を受ける場合（個人又は団体推薦）

「雫石町農地利用最適化推進委員候補者推薦書」（様式第1号）

○自ら応募する場合

「雫石町農地利用最適化推進委員候補者応募書」（様式第2号）

所定の用紙は、次の場所に備え付けるほか、雫石町のホームページからダウンロードできます。

ホームページ <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>

備え付け場所	所在地
雫石町役場 総合案内	雫石町千刈田5-1

【記入上の注意】

記入にあたっては、記載例を参考にして記入してください。

押印は、認印で可（ゴム印は不可）

9 受付

令和5年10月25日（水）から令和5年11月30日（木）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで、土日祝日は受付しません。

(1) 持参の場合

雫石町農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、直接提出してください。

(2) 郵送の場合

雫石町農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、令和5年11月30日（木）までの消印が有効となります。

提出・郵送先	住所
雫石町農業委員会事務局	〒020-0595 雫石町千刈田5-1

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

10 公表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、令和5年11月中旬に中間報告、令和5年12月上旬頃に最終報告を雫石町ホームページ上に掲載します。

公表内容については、「雫石町農地利用最適化推進委員候補者推薦書」又は「雫石町農地利用最適化推進委員候補者応募書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります。

11 委員の選任方法

町農業委員会内に設置する評価委員会において、書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります。）により委員候補者を選考し、町農業委員会が委嘱します。

※推薦者及び被推薦者並びに応募者へ2月下旬頃（予定）に選考結果を郵送で連絡します。

12 問い合わせ先

農業委員会事務局

〒020-0595 雫石町千刈田5-1 雫石町役場

電話番号：019-692-6414 ファックス番号：019-692-1311